

(証券コード9507)

2021年6月3日

株 主 各 位

香川県高松市丸の内2番5号

四 国 電 力 株 式 会 社

取締役会長 佐 伯 勇 人

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、2021年6月24日（木）午後5時20分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

3ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金） 午前10時
2. 場 所 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

第97回定時株主総会へのご出席を検討される株主さまにおかれましては、同封の「当社第97回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いおよび株主総会当日の当社の対応等について」を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

第1項 第97期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告，連結計算書類および計算書類報告の件

第2項 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

＜株主提案（第4号議案から第7号議案まで）＞

第4号議案 全取締役解任の件

第5号議案 定款一部変更の件(1)

第6号議案 定款一部変更の件(2)

第7号議案 定款一部変更の件(3)

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 電磁的方法により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法と書面により，二重に議決権を行使された場合は，電磁的方法によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は，お手数ながら，同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお，代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 当社は，法令および定款第15条の規定に基づき，提供書類のうち，次に掲げる事項を，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載しておりますので，株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお，これらの事項につきましては，監査等委員会が監査報告書を，会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

＜インターネットによる議決権行使について＞

1. スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください（＜議決権行使コード＞および＜パスワード＞のご入力は不要です。）。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の＜議決権行使コード＞および＜パスワード＞をご入力いただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコンまたは携帯電話をご利用の方

議決権行使ウェブサイト＜<https://www.web54.net>＞にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の＜議決権行使コード＞および＜パスワード＞をご入力のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

3. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木）午後5時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (3) スマートフォン、パソコンまたは携帯電話のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 0120-652-031（午前9時～午後9時、通話料無料）

＜議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について＞

管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含みます。）の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使していただくことができます。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案から第３号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主還元の方針として、安定的な配当の実施を基本とし、業績水準や財務状況、中長期的な事業環境などを総合的に勘案して判断していくこととしております。

当期の期末配当につきましては、株主還元の方針に則り、業績水準および財務状況などを踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金15円
総額3,113,037,150円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものがあります。

なお、各候補者の選定にあたっては、社外取締役を主要な構成員とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から、すべての候補者について妥当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1	さ えき はや と 佐 伯 勇 人 再任	取締役会長
2	なが い けい すけ 長 井 啓 介 再任	取締役社長 社長執行役員
3	ま なべ のぶ ひこ 真 鍋 信 彦 再任	取締役 副社長執行役員 火力本部長
4	やま だ けん じ 山 田 研 二 再任	取締役 副社長執行役員 原子力本部長，土木建築部担当
5	しら い ひさ し 白 井 久 司 再任	取締役 常務執行役員 事業開発室長，経理部・資材部・情報システム部担当
6	にし ざき あき ふみ 西 崎 明 文 再任	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
7	やま さき たっ せい 山 崎 達 成 再任	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
8	みや もと よし ひろ 宮 本 喜 弘 新任	常務執行役員 総合企画室経営企画部長

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	さ えき はや と 佐 伯 勇 人 (1954年 7 月25日) 再 任	1977年 4 月 当社に入社 2013年 6 月 当社常務取締役 広報部・総務部・立地部・東京支社担当 2015年 6 月 当社取締役社長 2019年 6 月 四国経済連合会会長 現在に至る。 2019年 6 月 当社取締役会長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国経済連合会会長	30, 527株
【取締役候補者とした理由】 ・佐伯勇人氏は，豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2015年 6 月に取締役社長に，2019年 6 月に取締役会長に就任し，経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果断に取り組んできたことから，引き続き，候補者としたものであります。			
2	な が い け い す け 長 井 啓 介 (1957年 2 月11日) 再 任	1981年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社常務取締役 総合企画室長 2017年 6 月 当社取締役副社長 総合企画室長，情報通信部担当 2018年 4 月 当社取締役副社長 総合企画室長，再生可能エネルギー部・需給運用部・情報システム部担当 2019年 6 月 四国生産性本部長 現在に至る。 2019年 6 月 当社取締役社長 社長執行役員 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国生産性本部長	26, 543株
【取締役候補者とした理由】 ・長井啓介氏は，豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2017年 6 月に取締役副社長に，2019年 6 月に取締役社長 社長執行役員に就任し，経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果断に取り組んできたことから，引き続き，候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	まなべ のが ひこ 真 鍋 信 彦 (1955年 6 月23日) 再 任	1978年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社常務執行役員 火力本部副本部長 火力部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 火力本部副本部長 火力部担任 2017年 6 月 当社常務取締役 火力本部長 2018年 6 月 当社取締役副社長 火力本部長 2019年 6 月 当社取締役 副社長執行役員 火力本部長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	24,810株
	【取締役候補者とした理由】 ・真鍋信彦氏は，火力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2018年 6 月に取締役副社長に，2019年 6 月に取締役 副社長執行役員に就任し，経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		
4	やま だ けん じ 山 田 研 二 (1956年 2 月24日) 再 任	1980年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社常務執行役員 原子力本部原子力部担任 2016年 6 月 当社常務取締役 原子力本部副本部長 2017年 6 月 当社常務取締役 原子力本部副本部長， 土木建築部担当 2019年 6 月 当社取締役 副社長執行役員 原子力本部長， 土木建築部担当 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	14,456株
	【取締役候補者とした理由】 ・山田研二氏は，原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2016年 6 月に常務取締役に，2019年 6 月に取締役 副社長執行役員に就任し，経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	しら い ひさ し 白 井 久 司 (1958年10月 3 日) 再 任	1981年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社常務執行役員 経理部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 経理部担任 2017年 6 月 当社常務取締役 経理部・資材部担当 2017年 6 月 株式会社S T N e t 取締役 現在に至る。 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 事業開発室長， 経理部・資材部・情報システム部担当 現在に至る。 2019年 6 月 株式会社四電工取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社S T N e t 取締役 ・株式会社四電工取締役	12,941株
	【取締役候補者とした理由】 ・白井久司氏は，経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2017年 6 月に常務取締役に，2019年 6 月に取締役 常務執行役員に就任し，経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株数
6	にし ざき あき ふみ 西 崎 明 文 (1957年2月5日) 再 任	1980年4月 当社に入社 2015年6月 当社執行役員 東京支社長 2016年6月 当社常務執行役員 東京支社長 2018年6月 当社常務取締役 秘書部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当 2018年6月 四電ビジネス株式会社取締役 現在に至る。 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当 現在に至る。 2019年6月 四電エンジニアリング株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四電エンジニアリング株式会社取締役 ・四電ビジネス株式会社取締役	12,794株
【取締役候補者とした理由】 ・西崎明文氏は，東京支社長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2018年6月に常務取締役に，2019年6月に取締役 常務執行役員に就任し，経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	やま さき たつ せい 山 崎 達 成 (1960年10月14日) 再 任	1984年 4 月 当社に入社 2014年 6 月 当社総合企画室事業企画部長 2016年 6 月 当社執行役員 高知支店長 2018年 4 月 当社執行役員 営業推進本部副本部長 2018年 6 月 当社常務執行役員 営業推進本部副本部長 2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業推進本部長 現在に至る。 2019年 6 月 四電ビジネス株式会社取締役 現在に至る。 2019年 6 月 四国計測工業株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・ 四国計測工業株式会社取締役 ・ 四電ビジネス株式会社取締役	11,543株
【取締役候補者とした理由】 ・山崎達成氏は、高知支店長や営業推進本部副本部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2019年6月に取締役 常務執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
8	みや もと よし ひろ 宮 本 喜 弘 (1963年1月6日) 新 任	1985年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社総合企画室経営企画部部長（設備・需給担当） 2017年 6 月 当社執行役員 総合企画室経営企画部部長（設備・需給担当） 2018年 6 月 当社執行役員 総合企画室経営企画部長 2019年 6 月 当社常務執行役員 総合企画室経営企画部長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	7,442株
【取締役候補者とした理由】 ・宮本喜弘氏は、経営企画部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、経営手腕を発揮して業績への貢献が期待できることから、候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役新井裕史氏、川原央氏、森田浩治氏、井原理代氏、竹内克之氏および香川亮平氏の6名の任期が満了しますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。今回、取締役会の規模の適正化等の観点から、監査等委員である取締役に1名減員いたしますが、当社におきましては、監査等委員会の職務を補助する組織の充実等をはかってきており、引き続き実効的なコーポレートガバナンスを実現できると考えております。

なお、各候補者の選定にあたっては、社外取締役に主要な構成員とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	かわ はら ひろし 央 再任	取締役監査等委員（常勤）
2	か がわ りょう へい 香 川 亮 平 再任 社外 独立	取締役監査等委員
3	おお つか いわ お 大 塚 岩 男 新任 社外 独立	—
4	にし やま しょう いち 西 山 彰 一 新任 社外 独立	—
5	いず たに や ち よ 泉 谷 八千代 新任 社外 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	かわ はら ひろし 川 原 央 (1957年 9 月12日) 再 任	1980年 4 月 当社に入社 2015年 6 月 当社執行役員 電力輸送本部送変電部長 2016年 6 月 当社常務執行役員 電力輸送本部副本部長 送変電部長 2017年 6 月 当社常務執行役員 電力輸送本部副本部長 送変電部担任 2018年 4 月 当社常務執行役員 送配電カンパニー社長補佐 企画部・送変電部担当 2019年 6 月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 2019年 6 月 株式会社四電工監査役 現在に至る。 2019年 6 月 四電ビジネス株式会社監査役 現在に至る。 2019年 6 月 四国計測工業株式会社監査役 現在に至る。 2019年 6 月 坂出LNG株式会社監査役 現在に至る。 2020年 4 月 四国電力送配電株式会社監査役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・ 四国電力送配電株式会社監査役 ・ 四国計測工業株式会社監査役 ・ 坂出LNG株式会社監査役 ・ 四電ビジネス株式会社監査役 ・ 株式会社四電工監査役	13,807株
【取締役候補者とした理由】 ・ 川原央氏は，送変電部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通し，2019年 6 月に取締役監査等委員に就任し，取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株数
2	か がわ りょう へい 香 川 亮 平 (1958年11月21日) 再 任 社外取締役候補者 独立役員候補者	2016年4月 株式会社百十四銀行取締役専務執行役員 2019年4月 同社取締役専務執行役員兼ＣＣＯ（注） 2019年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 2021年4月 株式会社百十四銀行取締役副頭取兼ＣＣＯ 現在に至る。 （注）コンプライアンス最高責任者 [重要な兼職の状況] ・株式会社百十四銀行取締役副頭取兼ＣＣＯ	2,561株
	【社外取締役候補者とした理由および期待する役割等】 ・香川亮平氏は，経営に関する幅広い知識・経験ならびに銀行業務の経験に基づく財務および会計に関する相当程度の知見を有しており，2019年6月に取締役監査等委員に就任しております。当社は，同氏に対し，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は，同氏が，引き続き，これらの役割を適切に果たすことができると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏は，2016年6月から2019年6月まで，当社の子会社（四国航空株式会社）の業務執行取締役でない取締役でありました。 ・同氏は，現在，当社の取締役監査等委員（社外取締役）であり，取締役監査等委員（社外取締役）に就任してからの年数は，本総会終結の時をもって2年となります。		
	【取締役会および監査等委員会への出席状況】 ・2020年度開催の取締役会11回，監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 株式数
3	おお つか いわ お 大 塚 岩 男 (1952年 4 月 7 日) 新 任 社外取締役候補者 独立役員候補者	2011年 6 月 株式会社伊予銀行取締役専務 2012年 6 月 同社取締役頭取 2019年 6 月 四国旅客鉄道株式会社監査役 現在に至る。 2019年11月 松山商工会議所会頭 現在に至る。 2020年 4 月 株式会社伊予銀行取締役会長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社伊予銀行取締役会長 ・四国旅客鉄道株式会社監査役 ・松山商工会議所会頭	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】 ・大塚岩男氏は，経営に関する幅広い知識・経験ならびに銀行業務の経験に基づく財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は，同氏に対し，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は，同氏が，これらの役割を適切に果たすことができると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	にし やま しょう いち 西山 彰 一 (1955年 1 月 6 日) 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	1994年 6 月 宇治電化学工業株式会社取締役専務 1999年 1 月 同社取締役社長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・ 宇治電化学工業株式会社取締役社長	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待する役割等】 ・ 西山彰一氏は，経営に関する幅広い知識・経験を有しております。当社は，同氏に対し，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は，同氏が，これらの役割を適切に果たすことができると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。 ・ 同氏は，当社の関連会社（株式会社高知電子計算センター）の業務執行取締役でない取締役の一親等の親族であります。			
5	いず たに や ち よ 泉 谷 八千代 (1958年 9 月 9 日) 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	2011年 6 月 日本放送協会奈良放送局長 2013年 6 月 同 人事局ワーク・ライフ・バランス推進事務局長 2015年 6 月 同 松山放送局長 2017年 6 月 同 アナウンス室長 2018年 6 月 株式会社エヌエイチケイ文化センター取締役講座推進本部長 2019年 6 月 同社取締役社長 (2021年 4 月退任) [重要な兼職の状況] なし	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待する役割】 ・ 泉谷八千代氏は，日本放送協会等において要職を歴任し，幅広い知識・経験を有しております。当社は，同氏に対し，当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は，同氏が，これらの役割を適切に果たすことができると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 当社は、香川亮平氏が取締役副頭取兼ＣＣＯを務める株式会社百十四銀行、大塚岩男氏が取締役会長を務める株式会社伊予銀行および西山彰一氏が取締役社長を務める宇治電化学工業株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の2020年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社百十四銀行および株式会社伊予銀行との間に資金の借入等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、香川亮平氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との契約を継続する予定であります。
3. 当社は、本議案において大塚岩男氏、西山彰一氏および泉谷八千代氏の選任をご承認いただいた場合、各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。
5. 香川亮平氏、大塚岩男氏、西山彰一氏および泉谷八千代氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏 名	当社における地位および担当
さ 佐 へき 伯 勇 と 人 再任	取締役会長
なが 長 い 井 けい 啓 すけ 介 再任	取締役社長 社長執行役員
ま 真 なべ 鍋 のぶ 信 ひこ 彦 再任	取締役 副社長執行役員 火力本部長
やま 山 だ 田 けん 研 じ 二 再任	取締役 副社長執行役員 原子力本部長，土木建築部 担当
しら 白 い 井 ひさ 久 し 司 再任	取締役 常務執行役員 事業開発室長，経理部・資材部・ 情報システム部担当
にし 西 ざき 崎 あき 明 ふみ 文 再任	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務 部・総合研修所・総合健康開発 センター・東京支社担当
やま 山 さき 崎 たつ 達 せい 成 再任	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
みや 宮 もと 本 よし 喜 ひろ 弘 新任	取締役 常務執行役員 総合企画室長，再生可能エネル ギー部・広報部担当
かわ 川 はら 原 ひろし 央 再任	取締役監査等委員（常勤）監査等委員会委員長
か 香 がわ 川 りょう 亮 へい 平 再任 社外 独立	取締役監査等委員
たか 高 はた 畑 ふ じ こ 富士子 現任 社外 独立	取締役監査等委員
おお 大 つか 塚 いわ 岩 お 男 新任 社外 独立	取締役監査等委員
にし 西 やま 山 しょう 彰 いち 一 新任 社外 独立	取締役監査等委員
いず 泉 たに 谷 や ち 八 千代 新任 社外 独立	取締役監査等委員

＜株主提案（第４号議案から第７号議案まで）＞

第４号議案から第７号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（134名）の議決権の数は、1,326個であります。

第４号議案 全取締役解任の件

◆議案内容

原子力発電にしがみつき、本会社の経営を逼迫させ、住民を恐怖に陥れている長井啓介社長、佐伯勇人会長をはじめとする全取締役の即時解任を議決する。

◆提案理由

2011年３月11日に原発事故を起こした福島第一原発のある福島県双葉町には、「原子力 明るい未来の エネルギー」という標語の書かれた看板が1988年から2016年まで掲げられていました。「明るい未来」を夢見たはずが、原発事故で双葉町は帰還困難区域となり住民は避難を余儀なくされています。原子力発電は核の平和利用でも何でもありません。人々の暮らしを脅かし、いのちを奪う破壊兵器そのものです。「原発事故を教訓にして対策を講じている」と、当社経営陣は何度も口にしています。まさか、いまだに、「原子力は明るい未来のエネルギー」と信じ込んでいるわけではないでしょう。伊方３号機を廃炉にするという決断のできない全取締役は解任すべきです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の取締役は、それぞれ全員が、他の取締役とともに、経営上の諸課題に対して真摯に取り組み、法令および定款に従い、取締役としての職務を忠実に遂行しております。

したがって、解任すべき理由はなく、本提案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件(1)

◆議案内容

定款に前文（誓い）を挿入する。

前文（脱原発の先駆者へ、新生四国電力の誓い）

東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の惨事から10年、本会社はこの惨事を教訓にしながらも、エネルギーのベストミックスを使命に、一貫して原子力は必要と言う立場で、伊方発電所の再稼働に邁進してまいりました。にもかかわらず、現在、再稼働はおろか、収益も悪化の一途をたどっております。

この10年を振り返ると、このような状況を招いた原因が実は、本会社の「原発をなにがなんでも、動かさなければならない」という強迫観念と、そう判断した傲慢さ、言い換えれば、「原発という呪縛」にとらわれ、一番大切な「地域のために」という公益の精神を見失っていたことに、ようやく気がついたのです。

過去の価値観に胡座をかき、実力を過信し、変革の努力を怠った結果、積み重ねた経営基盤も信頼も失う中で、創業以来の窮地に立たされています。破壊的な勢いで事業環境が転換する今こそ、本会社に巣くう、この古い価値観と決別し、原発という呪縛から解放されなければ未来はありません。

以上の反省の上に本会社はまず、脱原発の先駆者として、原発から撤退することをここに宣言します。そして、多年にわたる過ちを認め、深く陳謝するとともに、皆さまの声に謙虚に耳を傾け、広く社会に対する責任を果たしていくことで、改めて地域とともに成長する企業へ生まれ変わることを誓います。

◆提案理由

福島第一原発事故から10年。この惨事により伊方原発を巡る経営環境も激変しました。事故の翌年（2012年）1月には全3基が停止。原子力規制委員会が定めた再稼働のための安全基準は厳しく、当社は採算がとれない1、2号機は廃炉、3号機のみ継続という決定をしました。

その3号機も、規制委員会の審査や地元合意に時間がかかり、再稼働が出来たのは2016年8月。さらに2回にわたる司法判断による運転差し止め仮処分と3号機の点検中の相次ぐ事故（2020年1月）等、この10年間で実質2年3ヶ月間しか運転されていません。当初1,700億円とした安全対策費も2,100億円に膨らみ、当社の経営を大きく圧迫しています。

現在も複数抱える訴訟案件、終わりにき安全対策費への追加費用で、当社自身が原発の呪縛で将来の展望を描けずにいます。今こそ原発の限界を認め、脱原発の先駆者として前に進むときです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

伊方発電所3号機につきましては、低廉で良質な電気を安定的にお届けするという当社の基本的使命の達成や事業経営の安定化に重要な役割を担う基幹電源であり、また、脱炭素社会の実現に不可欠なゼロエミッション電源であることから、当社といたしましては、さらなる安全性と信頼性の向上に向けた不断の取り組みを積み重ね、引き続き最大限活用してまいりたいと考えております。

当社といたしましては、伊方発電所3号機の安全・安定運転を継続することにより、安全対策コスト2,100億円の投資回収は十分可能であると考えております。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定しますと、業務執行における大きな制約となることから、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件(2)

◆議案内容

第1章の総則（目的）第2条と第3条の間に、以下の通り、第2条の2を追加する。

第2条の2 本会社は再生可能エネルギーに最大限投資することで、発電事業のみならずすべての事業活動において排出される二酸化炭素を2030年までに2020年度の実績から半減させる。

◆提案理由

昨年10月26日に菅義偉総理大臣は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ達成を目指すと言いました。地球規模での気候変動により、日本でも巨大台風やゲリラ豪雨の異常気象は年々増加しています。

政府の目標に沿うためには、まず2030年までに二酸化炭素排出を半減させる必要があります。発電事業で膨大な二酸化炭素を排出している当社は、残っている伊方原発3号機に期待しても再稼働すらままならない状況を直視しなければなりません。まして原発の新設などはコスト面でも安全面でも夢物語でしょう。事業継続には再生可能エネルギーの拡大しか選択肢はないのです。

当社はグリーン社会の実現に向けて具体的な取り組みを早急に実行すべきです。省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーに最大限投資することが、今後も当社が存続できる唯一の方法と考えます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、エネルギー供給を支える責任ある事業者として、脱炭素社会の実現に向けて、安全確保を大前提とした原子力の最大活用や再生可能エネルギーの開発・導入拡大、火力発電の高効率化・次世代化などによる「電源の低炭素化・脱炭素化」、さらには、産業・運輸部門も含めた電化の推進やエネルギー利用の高度化・多様化などによる「電気エネルギーのさらなる活用」を推進することとしております。このうち、再生可能エネルギーにつきましては、国内外で開発に向けた取り組みを積極的に展開し、2030年度までに50万キロワット、2050年度までに200万キロワットの開発を目指しております。

当社としましては、これらの取り組みを通じて、当社のCO₂排出量を、2013年度に比べ、2030年度に半減し、2050年に実質ゼロ（カーボンニュートラル）とすることに挑戦してまいり所存です。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件(3)

◆議案内容

定款に以下の章を新設する。

第7章 伊方発電所

第40条 本社は、伊方発電所敷地内における使用済み核燃料乾式貯蔵施設の建設を中止し、当該業務から撤退する。

◆提案理由

使用済み核燃料の保管等は元々国の責任に属する部分であり、従来当社は、やむを得ず使用済み核燃料の一時的な湿式貯蔵を行って来ました。ところが、使用済み核燃料の貯蔵業務はその業務自体が利益を生むものではありません。

使用済み核燃料の乾式貯蔵施設には莫大な建設費を要するばかりか、管理期間が不明確です。最終的な費用見積りも不可能であり、長期の貯蔵には様々な危険が懸念され一企業の管理能力を超えています。

当社は利益を追及する企業であり、「統合報告書」（2020年版）にある通り、電気事業における今後の収益性向上に向けて固定費の徹底削減を目指していますが、乾式貯蔵業務は当社の価値創造に向けた取り組みに逆行して経営を圧迫し、今後の収益性を大きく損なうことが目に見えています。

上記事由から、定款に伊方発電所敷地内における使用済み核燃料乾式貯蔵施設の建設を中止し、当該業務から撤退する条項を設けます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、伊方発電所において発生した使用済燃料につきまして、伊方発電所の使用済燃料貯蔵設備において一時的に保管した後、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場へ搬出することとしております。

当社は、伊方発電所における使用済燃料の貯蔵余裕を確保するため、既存の使用済燃料ピットに加え、より安全性の高い、使用済燃料の乾式貯蔵施設を設置することとしており、2020年9月、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可をいただきました。この乾式貯蔵施設の設置に要する費用につきましては、250億円程度を見込んでおります。

当社といたしましては、引き続き、地域の皆さまへの丁寧なご説明などにしっかりと取り組みつつ、安全を最優先に、2024年度からの運用開始を目指してまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

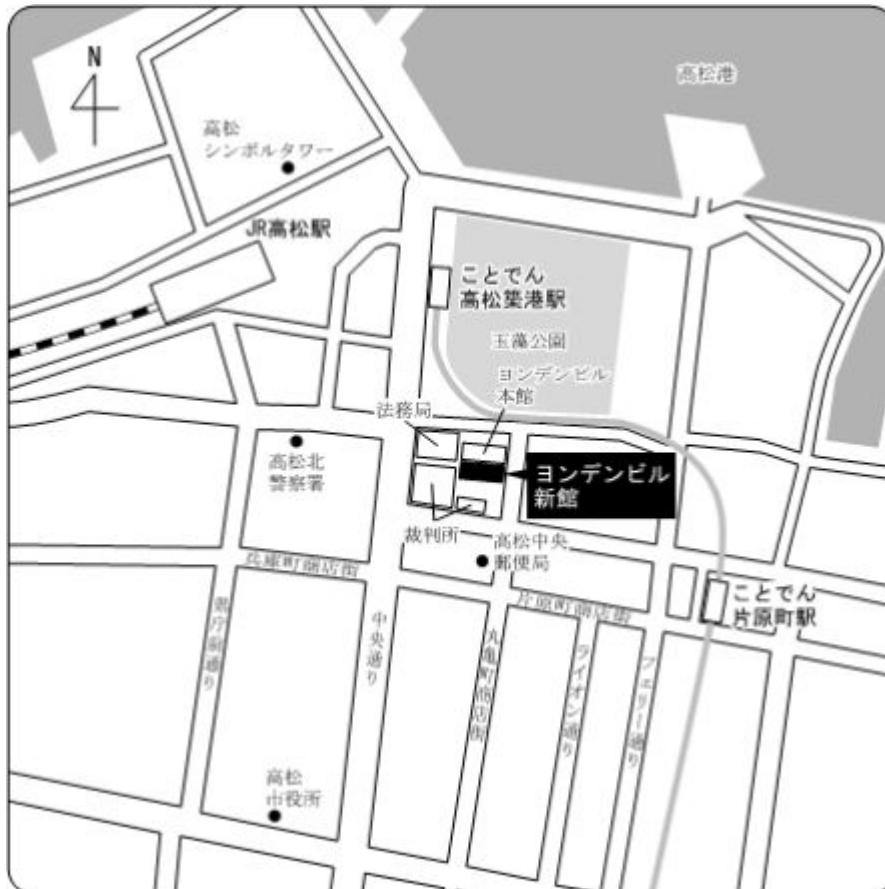
したがって、本提案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

会 場 付 近 略 図



会場には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用願います。